

## **[事案 30-6] 据置利息支払請求**

・平成 30 年 9 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

満期保険金の自動据置を取り消した際、別の苦情が解決した場合には、満期保険金を満期日に遡って据置の取扱いとする合意があったとして、満期日からの据置利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 60 年 12 月に契約した養老保険について、満期保険金の自動据置を取り消した際、別の苦情が解決した場合には、満期保険金を満期日に遡って据置の取扱いとする合意があったこと等から、満期日からの据置利息を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人の主張する内容の合意はしていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、満期保険金の自動据置を取り消した時の状況等を把握するため、申立人および当時保険会社とのやり取りに関与した申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人と保険会社の間で申立人の主張する内容の合意が交わされたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。